

告示

埼玉県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
秩父中央病院	秩父市寺尾一四〇四	平成三十一年三月三十一日
唐沢会 柳島クリニッ ク	草加市柳島町六五〇	平成三十一年三月三十一日
草加きたやクリニッ ク	草加市北谷一―二二―一三	平成三十一年三月三十一日
所沢整形外科	所沢市宮本町一―一五―六	平成三十一年三月三十一日
太田マタニティクリ ニック	狭山市広瀬東三―二七―三七	平成二十九年五月三十一日
医療法人社団 寿会 よしざわ内科クリニ ック	熊谷市上之藤の宮一九九〇―一	平成三十一年三月三十一日
藤田診療所	比企郡川島町下伊草一五五―一四	平成三十一年三月三十一日

野店	ユニコ薬局 ふじみ	あじさい薬局	りぼん薬局	薬局トモズ 小手指	店 あおぞら薬局 長瀬	木店 あおい調剤薬局 志	須永歯科医院	ク あらい歯科クリニッ	医療法人社団 A. TEK 新狭山駅デ ンタルクリニック	上尾西口歯科	きたざわこどもクリ ニック	風間医院
ビルⅡ―二階	富士見市ふじみ野西一―二―四 齊藤	入間市扇台三―五―一七	狭山市水野六八―一―一	所沢市小手指町三―二―二 小手指	入間郡毛呂山町若山一―八―七	F 志志木市本町五―一五―一八 山三ビル二	比企郡吉見町東野二―五―一〇	熊谷市箱田一―一四―一	狭山市新狭山三―一―二―一	上尾市谷津二―一―一五〇―九	新座市野火止五―二―三 五サウスヴィ ラージュ二階A	深谷市深谷町七―五六
三十一日	平成三十一年三月	三十一日	八日 平成三十一年三月	二十一日 平成三十一年三月	三十一日 平成三十一年三月	一日 平成三十一年四月	二十九日 平成三十一年三月	三十一日 平成三十一年三月	十日 平成三十年三月二	一日 平成三十一年四月	三十一日 平成三十一年三月	三十一日 平成三十一年三月

二 指定施術機関

白川 史暁	伊深 佳洋 子	氏名	
		住所	
深谷なまい接骨院	伊深	名称	施 術 所
深谷市宿根四―一	―五	所在地	
平成二十七年四月 一日	平成三十年十一月 十八日	廃止年月日	